

SNS等で誹謗中傷した者の 情報開示の手続が簡易・迅速に

2022年10月1日から改正「プロバイダ責任制限法」が施行され、
新たな裁判手続きがはじまりました。

改正内容の詳細は、参考リンク先でご確認ください。

SNSなどで
誹謗中傷を受けて
お困りの方へ

SNS等で 誹謗中傷をした者の 情報開示の手続が 簡易・迅速になります。

2022年
10月1日から
施行

プロバイダ責任制限法が改正され、
新たな裁判手続きが始まります。



Q1 どのような改正が行われたのでしょうか？


SNS や掲示板での匿名の投稿により、誹謗中傷などの被害を受けて、その発信者に対して損害賠償請求などを行おうとする場合、その匿名の発信者の氏名や住所が必要となります。その開示を求める手続について、従来よりも迅速かつ簡易に行うことができる新たな裁判手続を創設します。

Q2 具体的に何が変わるのでしょうか？

これまでの制度では、発信者の情報開示を請求するためには、SNS 事業者とインターネット接続事業者に対して、別々に裁判を行う必要がありましたが、これからは、一体の手続で済ませることも可能になります。他にも対面の審査が必須でなくなること等により、手続の簡易化・迅速化による情報開示までの期間の短縮が見込まれます。

プロバイダ責任制限法 総務省



 **総務省**
Ministry of Internal Affairs and Communications

(参考リンク)

総務省 | インターネット上の違法・有害情報に対する対応 (プロバイダ責任制限法)
(soumu.go.jp)